

和が

市民後見人

なつたわけ

尾張北部権利擁護支援センター

市民後見人養成研修説明会

8月30日(土)

13:30 ~ 16:00

開場 13:00

扶桑町総合福祉センター 大会議室

内容

第1部 特別講演(漫才師 青空一風さん)

第2部 市民後見人養成研修説明会

他の説明会

※説明会のみ(講演はありません)
いずれも13:30~15:30

9月 7日(日) 岩倉市生涯学習センター 研修室

9月21日(日) 小牧市ふれあいセンター 大会議室

9月28日(日) 大口町ほほえみプラザ 多目的室

詳細は裏面を
ご覧ください。

特別講演

全国初の市民後見人芸人

青空一風

さん

主催

尾張北部権利擁護支援センター

小牧市小牧5丁目407番地(小牧市総合福祉施設ふれあいセンター2階)

TEL: 0568-74-5888 FAX: 0568-74-5855



市民後見人とは？

専門職ではない市民が、研修を受けて、同じ地域に住む認知症の方や障害のある方などの後見人になります。裁判所から選任される後見人ですので、専門職と同様の権限を持って活動します。

市民後見人になるには？

尾張北部権利擁護支援センターの実施する研修を受講してください。愛知県の実施する研修を受けても、当地域では、市民後見人になれません。

報酬はもらえますか？

市民後見人は、社会貢献として活動していただきますので、無償のボランティアとなります。

受講料はかかりますか？

小牧市・岩倉市・大口町・扶桑町の事業ですので、受講料はかかりません。

受講資格はありますか？

この研修を受けられるのは、小牧市・岩倉市・大口町・扶桑町に在住・在勤の方です。

受講にあたっては、説明会への参加が条件となっています。

年齢制限はありますか？

18歳以上であれば上限はありません。また、特に資格も必要ありません。仕事をしながら活動することも可能です。

説明会（4会場のいずれか）

基礎研修 12月～2月 5時間×6日間

市民後見人概論、成年後見制度の基礎、民法の基礎、意思決定支援、当事者を支える制度、年金制度などの講義とグループワーク

応用研修 4月～7月 5時間×7日間

対人援助の基礎知識、家庭裁判所の役割、生活保護、市民後見活動の実践などの講義とグループワーク

施設実習 6月～7月 3時間×2日間

最終評価（書類審査・面談）

市民後見人候補者名簿登録

説明会への参加方法

下記のいずれかの方法で、①氏名、②連絡先、③住所、④年齢、⑤職業、⑥参加会場、⑦参加にあたって必要な配慮（手話・字幕など）をお知らせください。具体的な配慮の内容については、申込後に当方より連絡します。

《1》電話 0568-74-5888（平日9時～17時）

《2》FAX 0568-74-5855

《3》ホームページの専用フォーム

<https://forms.office.com/r/5q1rB7T3VM>

スマホの方は ⇒



お問い合わせ



尾張北部権利擁護支援センター

権利を守り、自分らしい暮らしを地域で支える

電話 0568-74-5888

FAX 0568-74-5855

メール mail@owarihokubu-kenriyogo.net